

福祉監第887-4号
令和2年12月21日

社会福祉法人若萌会 代表者 様
(保育所 みどり保育園)

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

社会福祉施設等指導監査(実地)の結果について(通知)

令和2年11月11日に児童福祉法第46条の規定に基づき実施した令和2年度指導監査の結果、別紙「指導事項及び改善報告書」のとおり改善を必要とする事項が認められました。ついては、「2 注意事項」について、改善に取り組んでください。
なお、県への改善報告は必要ありません。

担当 埼玉県福祉部福祉監査課
児童施設・高齢施設担当 (児童施設) 東
電話 048-830-3450 (直通)
FAX 048-830-4788

指導事項及び改善報告書

法人名	若萌会	施設種別	保育所	監査期日	令和2年11月11日
施設名	みどり保育園				

2 注意事項

次の注意事項については、改善報告書の提出は不要ですが、改善に取り組んでください。

注 意 事 項	
1	(プール日誌) プール日誌には、指導者名と監督者名を記載するとともに、水深及び残留塩素の値を記録してください(平成28年3月31日府子本第192号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」)。

指導事項一覧表

法人名
社会福祉法人若萌会
施設・事業所名
みどり保育園

番号	指導事項
1	なし
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	